

改正琵琶湖レジャー条例の完全施行について

1 改正琵琶湖レジャー条例について

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例が平成23年3月に公布され、順次施行されてきた。

(1) 改正条例の内容

- ①適合原動機搭載艇であることを示す標章（適合証）表示制度の導入
- ②適合原動機搭載艇以外（従来型2サイクルエンジン搭載艇）使用禁止違反に対する罰則化
- ③適合証表示義務違反に対する罰則化
- ④航行規制水域の水域類型の追加
- ⑤航行規制水域での違反航行に対する停止等の命令の追加

(2) これまでの経過

①平成23年4月施行

- ア 適合原動機搭載艇以外（従来型2サイクルエンジン搭載艇）規制について
 - ・航行の禁止 → 持ち込み、航行および停留の禁止
- イ 航行規制水域の水域類型の追加について
 - 「生活環境保全水域」「水鳥の生息環境保全水域」に、次の2類型を追加
 - ・増殖・養殖場保全水域
 - ・利用調整水域
- ウ 航行規制水域での違反航行に対する停止等の命令の追加
 - 「航行停止命令」に加えて
 - ・出発港その他の場所への移動命令
 - ・違反行為日の航行禁止命令

②平成23年10月施行

- ア 適合原動機搭載艇であることを示す標章（適合証）の交付開始
 - ・早期貼付の促進のため、平成24年9月末までの無償交付期間を設定
 - ・知事指定による保管艇に係る保管業者交付請求制度の導入

*平成24年8月末現在 適合証交付隻数：約4,000隻

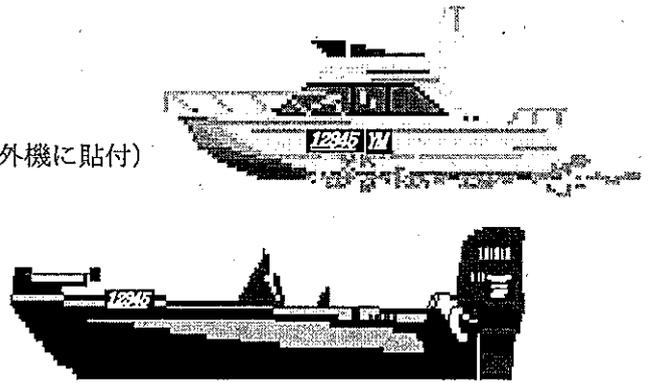
指定保管業者の指定を受けた保管事業者の数：28者

■適合証は次の2種類

①船体貼付用適合証（縦8cm 横21cm 適合原動機搭載艇の両船側に貼付）



②原動機貼付用適合証（縦8cm 横8cm 船外機に貼付）



■指定保管業者保管施設標章

（縦8cm 横8cm 指定保管業者が適合証の交付を受けた場合に貼付）



③平成24年4月施行

ア 新類型の航行規制水域の指定

- ・増殖・養殖場保全水域（2水域）
草津市北山田町～南山田町の水域（北山田漁港南）
守山市木浜町～草津市下物町の水域（赤野井湾）
- ・利用調整水域（1水域）
野洲市吉川の水域

2 平成24年10月の完全施行について

(1) 内容

① 適合原動機搭載艇以外（従来型2サイクルエンジン搭載艇）使用禁止違反に対する罰則化

条例施行から9年半が経過し、4サイクルエンジンなどの環境対策型エンジンへの転換が進み、条例を遵守した者との公平を保つ必要と、行政上の秩序を維持するために、過料処分を実施

② 「適合証」表示義務化による適合証非表示艇の使用禁止と違反に対する罰則化
従来型2サイクルエンジン搭載艇とそれ以外の適合原動機搭載艇とを識別し、効率的な監視取締を行うために、過料処分を実施

③ 適合証交付手数料の有料化

- ・ 1隻につき 1,000円（使用料および手数料条例第2条第1項第16号）
- ・ 滋賀県収入証紙による納付（収入証紙条例別表）

(2) 実施方法

① 琵琶湖プレジャーボート取締員の設置

- ・ 湖上または湖岸等でプレジャーボートの航行規制に関する事務を行わせるため、琵琶湖プレジャーボート取締員を設置
- ・ 職員のうちから知事が任命
- ・ 知事の権限を琵琶湖プレジャーボート取締員に委任
- ・ 琵琶湖プレジャーボート取締員証を携帯し、必要に応じて提示

職務

- ・ 航行規制水域での違反航行に対する停止等の命令
- ・ 過料処分および過料徴収に関する事務
- ・ 適合証交付請求に必要な手数料の徴収

② 取締員設置の必要性

ア 違反事実の現認から命令や過料処分までの事務を迅速に行う必要がある。

イ 適合証有料化以降も、適合証の交付および貼付を推進するためには、湖岸等で手数料を徴収し、適合証交付請求を受けることが望ましい

※滋賀県収入証紙は、県会計管理局のほか、県内の滋賀銀行、関西アーバン銀行で購入可能

